

令和6年6月泉南市農業委員会定例会

令和6年6月7日 午後1時30分
市役所別館 1階 大会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	奥田 清	宮内 栄作
杉野 榮一	東 和宏	伊藤 喜久
池上 安夫	南 直樹	上野 寛治
立道 智恵	湊 聡美	

(推進委員)

宮下 明	向井 彰一	戎野 繁
太佐 博		

・欠席委員

(農業委員)	岩本 和夫	森谷 豊
(推進委員)	松本 一美	西浦 賢二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和6年6月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日は、事務局長が議会出席の為、欠席となります。本日の委員の出席の状況ですが、岩本委員、森谷委員より欠席の届出が出ております。出席委員については13名中11名で過半数以上出席しておりますので、当会議は有効に成立いたします。推進委員については、松本委員から欠席の届出が出ております。西浦委員からは連絡が来ておりません。本日の出席は4名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 田植えのお忙しい中、泉南市農業委員会6月定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ご報告ですが、先月の29日に全国農業委員会会長大会が東京で開催され、私と小井主幹が出席いたしました。その中で、全国農業会議とし

会 長 での、今後の取り組み方針が発表されました。六つございました。

- 一つ目、食料安全保障の確立に向けた施策の具体化
- 二つ目、地域計画の策定と実現へ向けた支援
- 三つ目、農地の確保と効率及び適正利用
- 四つ目、農業、農村を担う担い手の育成と確保
- 五つ目、農村の持続的な発展
- 六つ目、農業委員会の組織の予算確保及び体制の整備

といった6項目が掲げられております。

これに基づいて我々も進めていく必要があるのかと思います。

また、大会後には永田町の衆参両院議員会館に赴きまして、当地選出の〇〇衆議院議員と、〇〇参議院議員と懇談をさせていただきました。泉南地区農業委員会連合会からの要望書を手渡しまして、今後の支援をお願いしております。要請書の内容につきましては資料を一枚入れております。協議会で主幹から詳細に説明させていただく予定です。

それと、先月21日に地域計画策定に向けて地区座談会を開催しております。〇〇委員が中心となり、〇〇・〇〇地区で開催されました。また、同日の夕刻には〇〇委員が中心となり〇〇地区でも開催されております。今後の取り組み方について色々と議論を行ったのですが、2回目以降からは計画策定に向けた具体的な話し合いを持っていただくという事で散会としております。引き続きよろしく願いいたします。他の地区でも田植えのシーズンも終わり、時間ができましたら是非とも早急に開催していただけたらと思います。

さて、本日は議案が3件、報告案件が1件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくお願い致します。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、13番 立道委員、14番 湊委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和6年議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和6年議案第15号1件について朗読する。議案第15号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。〇〇委員よろしくお願いします。

〇 〇 委 員 ご報告いたします。トラクターで綺麗に鋤いており、特に問題ないかと思います。

事 務 局 ありがとうございます。議案第15号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。譲渡人は61歳の会社員です。二年前に農地を相続されたのですが、農業経験も無く、遠方にお住まいという事もあり、耕作される方を探していたところ、近隣で耕作されている青ネギ農家である譲受人が無償で引き受けてくれることになりました。譲渡人の所有農地はまだ2筆あり、その2筆に関してはこの後の協議会で取り上げさせていただく予定ですので、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 ①番、②番についてですが、道はあるんですか。

〇 〇 委 員 他の人の農地ですが、当該地まで軽トラで入っていける道を作っているようです。谷のようになった底の農地で、最初は草だらけでどこが田んぼで、どこが畦なのかわからないような状態でしたが、譲受人が耕作するようになってからは綺麗になっています。

会 長 わかりました。

会 長 よろしいですか。他に質問等ございませんか
それでは質疑がないようですので、議案第15号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第 15 号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 15 号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして、令和 6 年議案第 16 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和 6 年議案第 16 号 1 件について朗読する。議案第 16 号につきまして、事務局の方から説明させていただきます。本議案につきましては、今年の 2 月の定例会で、営農型発電設備への一時転用についてご承認いただいたところですが、大阪府農業会議の見解では営農型における作付け条件には生産量の不足や耕作状況が乏しいとの理由から、許可は難しいであろうとの事で、審議会への諮問はいったん取り下げとなりました。

許可が下りていない期間は例え 0.33 ㎡であっても違反転用となるため、事務局として早急にパネルの下で育つ十分な量の作物を植え付け、許可を得る方向で指導を行ってきました。予定より作業期間は大幅に遅れましたが、今回みょうがを植えなおし、新たに櫛を植えた事で、ようやく再申請となりました。週明けの月曜日には 3 名の農業会議職員の現地視察があり、事務局も同行し意見を伺う予定です。

会 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 大阪府農業会議はとても厳しいですね。何が一番の問題かという農用地に太陽光パネルを設置している事です。転用については、108本の支柱部分の総面積の 0.33 ㎡の転用という事です。ですが、農用地ですから作物を作らないといけないという事で、パネルの下を含めた農地全体の 8 割くらいは何か作物を作らないといけません。申請人にはずっと以前からお願いしているのですが、私が先月に現場確認に行った時には、8 割を満たしておりませんでした。

事 務 局 その後、櫛を植えています。

会 長 当該地はかなり広いですね。ちゃんとできるのかという不安があります。可否については、農業会議に委ねるしかないですね。

事 務 局 定例会でご承認得られても、農業会議で不可となる場合もあり得ます。

会 長 作物を植えているので、まったくやる気がないという事ではありません。最初に申請された平成29年3月時点ではご主人がご存命で、ご主人の強い意向で営農型発電設備を設置したという事です。しかし、設置後すぐにご主人が亡くなり、奥さんが1人で耕作せざるを得なくなったという状況です。もし、承認されなければ、パネルを取り払って、処分するのは自前でしなければならないという事ですので、とんでもない費用がかかります。ですので、出来るだけちゃんと作ってもらって、承認が得られるようにしてもらうことが我々の意向です。

会 長 それでは、今までの事務局の説明も含めて、お諮りいたします。議案第16号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。議案第16号は農業委員会としては原案のとおり許可することといたします。引き続き、大阪府農業会議が現場視察に来られて、判断をお任せするという事にいたします。

会 長 続きまして令和6年議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第17号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇、〇〇に退席していただきます。

〇〇・〇〇退席

事 務 局 議案それでは、議案書を朗読させていただきます。
令和6年議案第17号5件について朗読する。議案第17号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。

事務局 No. 1からNo. 3につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますが、本日は欠席ですので事務局より報告させていただきます。No. 1の①番はエゴマ、②番は米、No. 2はエゴマ、No. 3の①番は果樹、②番と③番はエゴマを植える予定で、鋤いた状態を確認しました。

 続きますしてNo. 4を〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 事務局の方と現場確認したところ、トラクターで耕しいつでも作付けが出来る状態となっておりました。

事務局 ありがとうございます。No. 5を〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 こちらも綺麗に鋤いていて、何も問題ないかと思います。

事務局 ありがとうございます。議案第17号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

 No. 1からNo. 3につきましては、ご存じのように借り手は就労継続支援B型の一般社団法人であり、イチゴやエゴマの栽培を中心に、新たに3件6,550㎡の農地を借り受け、現在借りている約6,000㎡の農地と合わせ、合計約12,500㎡の農地を耕作することとなりましたが、今後もまだまだ増やしたいと意欲的であり、〇〇地区において地域計画を策定するうえでも多いに期待したいと思います。

 No. 4については、営農拡大です。No. 5番については、水田として耕作するとの事です。

会 長 ありがとうございます。

 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 No. 1からNo. 3の借手はまだ借地を増やすつもりですか。

事務局 そのようです。

会 長 利用集積についてですが、少し調べてみました。私が会長に就任しました昨年の7月から今年の5月迄で、泉南市での新規での利用集積の案件の面積は67,930㎡(6町8反)です。半分近くが遊休農地でした。

会 長 ですので、3町歩くらいの遊休農地の解消に貢献できたという事です。
今後もどんどん遊休農地解消の利用集積を進めていただきたいと思います。
並びに、新規就農者の育成を含めた利用集積にも結び付くよう進め
ていただきたいと思います。

会 長 他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第17号は原案どおり承認し
てご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第17号に賛成の方は挙手をお願い
します。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第17号は原案のと
おり決定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和6年報告第10号「農地法第5条第
1項第6号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。
事務局より報告事項の説明を求めます。

事 務 局 令和6年報告第10号2件について朗読する。報告第10号について
事務局から補足説明をさせていただきます。

 No. 1番の譲受人は、自宅の隣地を譲り受け、物置として活用する
との事です。No. 2の集合住宅については、木造2階建てで、部屋数
は16戸という事です。以上です。

会 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質
問、ご意見ございますか。

会 長 No. 2についてですが、最近はハイツへの転用というのはなかった
ですね。ワンルームですか。

事 務 局 そのようです。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第 10 号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして 4 月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、7 月 5 日（金）場所は、市役所別館 1 階 会議室 1・2 です。どうも長時間ありがとうございました。

午後 2 時 00 分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和 6 年 6 月 泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____